

○東京藝術大学経営協議会規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成18年3月16日 平成22年3月19日
平成22年5月21日 平成25年10月24日
平成28年3月24日 平成28年4月21日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第47条の規定に基づき、東京藝術大学経営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 1人
- (3) 各学部長
- (4) 大学院映像研究科長
- (5) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者 7人

(任期)

第3条 前条第1項第5号に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（本学が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの
- (3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他本学の経営に関する重要事項

2 協議会は、法の定めるところにより、学長選考会議の委員を選出する。

(会議)

第5条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、協議会を主宰する。

3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、東京藝術大学役員会規則第4条第3項の規定に基づき、あらかじめ学長が指名した理事が議長の職務を代理し又はその職務を行う。

第6条 協議会は、議長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたとき又は委員総数の3分の1以上からの請求があったときは、議長は臨時に協議会を招集する。

(運営)

第7条 協議会は、第2条第1項第1号から第4号までの委員の過半数及び第5号の委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項において、出席できない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の委員に表決を委任することができるものとし、この場合は出席したものとみなす。

(委員以外の出席等)

第8条 委員以外の役員、附属図書館長、大学美術館長、社会連携センター長及び演奏芸術センター長は、協議会に出席することができる。

2 議長は必要に応じ、委員でない者を協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行する。